

岐阜県公報

号 外 (七) 令 和 三 年 四 月 一 日

目 次

告 示

- | | | |
|----------------------------|-------------|---|
| ○指定代理納付者の指定 | (税 務 課) | 一 |
| ○指定代理納付者の指定 | (地 域 振 興 課) | 一 |
| ○ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務の委託 | (同) | 二 |
| ○道路の区域変更 | (道 路 維 持 課) | 二 |

告 示

岐阜県告示第百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三号	自動車税の種別割	令和三年五月六日から令和四年三月三十一日まで

岐阜県告示第百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間

株式会社十六カード 岐阜市神田町七番一二号	ふるさとぎふ振興 寄付金に係る寄附 金	令和三年四月一日から令和四 年三月三十一日まで
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四 番一二号	同右	同右
ＳＢペイメントサービス株式 会社 東京都港区東新橋一丁目九番 二号	同右	同右
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三号	同右	同右

岐阜県告示第百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、ふるさとごふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所	受託期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	同右
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目一番一号	同右

岐阜県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更に前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	文殊線 茶屋新田	岐阜市藪田南五丁目一六番二地先から 同 市次木字堤畔一〇一 二番三地先まで 岐阜市藪田南五丁目一六番一四地先から 同 市次木字堤畔一〇一 二番三地先まで 岐阜市藪田南五丁目一六番一四地先から 同 市次木字堤畔一〇一 二番三地先まで	前 A 後 B	五・〇 三七・〇 二五・〇 三八・〇	一五九・三 一四五・〇 一四五・〇 三八・〇	BA及び関係面表示する敷地のうち、Aは一般国道と同一番号を用いる

岐阜県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

	県道	道の種類
	下笠原石 市之倉線	路線名
	多治見市市之倉町一〇丁 目一八五番地先から 同市同一番一地先まで	区間
後B	前A	区域変更に前後
二・三 五〇・七	二・三 五〇・七	敷地の幅員（メートル）
六六・三	七四・五	延長（メートル）
う。分をい	地にすに係BA のる表図は及 区敷示面関び	備考

岐阜県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	善師野 多治見線	可児市東帷子字西ノ股三 三四番一地从先から 同市同字前田二三 五六番二地先まで 同市同字前田二三 同市同字西ノ股三 三四番一地从先から 同市同字前田二三 五六番二地先まで	前A 後B	三・九 七・五 二・五 四・五 二・五 四・五	七〇・〇 二〇・〇 八〇・〇 二〇・〇	BA及び 係図面 に示す 敷地の 区分を いう。

道の種類	路線名	区間	区域 変更に 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	四百十八号	山県市富永字番所二六九番一地从先から 同市中洞字波瀬ノ上四二九番一地从先まで 同市中洞字波瀬ノ上四二九番一地从先まで	前 A 後 B	五〇・一 三三・一 二二・三 五〇・五	六〇・三 六九・五 六九・五 二二・三 五〇・五	BA及び係図に示す地敷の区分をう。

岐阜県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係面は、令和三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社